

## 議題 7

議案第 1 1 号

令和 6 年 3 月 2 6 日 提出

市長の権限に属する事務の一部の委任について

地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき、市長から教育委員会に委任されている市長の権限に属する事務の一部について、市長から次のとおり協議があったので、これを承諾することとする。

### 1 市長から協議があった事項

次の事務について委任を取りやめる。

実施期日		事 務 名
(1)	S41.1.11	ア 広島市青少年センター（青少年会館に限る。）の管理及び運営に関する事務（使用料の徴収に係る事務を除く。）
(2)	S57.5.1	ア 広島市グリーンスポーツセンターの管理及び運営に関する事務（使用料の徴収に係る事務を除く。）

### 2 承諾する理由

青少年会館及びグリーンスポーツセンターの管理及び運営に関する事務について、委任を取りやめ、市長事務部局において行うことにより、こどもから青少年までの支援施策をこれまで以上に切れ目なく総合的に実施できる体制を構築することは、行政の効率の向上と一体性の保持に資すると認められることから、これを承諾しようとするものである。

### 3 実施期日

令和6年4月1日

#### 《根拠法令》

地方自治法

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。